



「第18回阿武隈川水系河川整備委員会」を開催します  
～阿武隈川水系河川整備計画変更(素案)を聴取～

国土交通省東北地方整備局は、6月27日(金)に「第18回阿武隈川水系河川整備委員会」を開催します。

第18回委員会は、阿武隈川水系河川整備計画の変更に向けて、学識経験等を有する方々から意見を聴取するために開催するものです。

1. 開催日時及び場所等

- ・日時 令和7年6月27日(金) 14:00～16:00
- ・場所 TKPガーデンシティ仙台(ホール21A+B)
- ・委員名簿 別紙のとおり

2. 議事内容

阿武隈川水系河川整備計画変更(素案)について

3. 取材について

マスコミ関係者の方で取材を希望される場合は、6月26日(木)12:00迄に「別紙登録用紙」にご記入の上、FAXにより、ご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、申込多数の場合は、入場人数の調整等ご協力いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

添付資料: 登録用紙、委員会規約、委員名簿、傍聴規定

[発表記者会] 宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ、  
郡山市記者クラブ、須賀川市記者クラブ、白河市記者クラブ、  
東北電力記者会、東北建設専門紙記者会



国土交通省

問い合わせ先 <事務局>

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所  
〒982-8566 仙台市太白区あすと長町4丁目1-60  
TEL 022-248-4131(代表) FAX 022-304-1905(流域治水課)  
副所長 みうら としあき 三浦 俊明 流域治水課長 いちい としみつ 一井 利光

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所  
〒960-8584 福島県福島市黒岩字榎平36  
TEL 024-539-6127(流域治水課) FAX 024-539-5381(流域治水課)  
副所長 はたい げんすけ 畑井 言介 流域治水課長 あけた そうへい 明田 想平

「第18回 阿武隈川水系河川整備委員会」申込書

仙台河川国道事務所 流域治水課 宛て  
FAX番号:022-304-1905

ふりがな	
お名前	
会社名	
ご連絡先(TEL)	
ご連絡先(メールアドレス)	
その他連絡事項	

※送り状は不要です。本紙をそのままFAXください。

お手数ですが、FAX送信後、受信確認のため、下記までご連絡をお願いします。

本様式にご記入の上、**6月26日(木)12:00迄**に、FAXにより、ご連絡いただきますようお願いいたします。

【仙台河川国道事務所】

TEL:022-248-4131 (代表)

# 「阿武隈川水系河川整備委員会」規約

## 第1条（趣旨）

この規約は、「阿武隈川水系河川整備委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

## 第2条（目的）

この委員会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「阿武隈川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の素案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

## 第3条（組織等）

- 1 委員会は、東北地方整備局長が設置する。
- 2 委員会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。
- 3 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 4 委員の代理出席は原則として認めない。ただし、行政委員についてはこの限りでない。
- 5 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

## 第4条（委員長）

- 1 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は委員会の運営と進行を総括する。
- 3 委員長は、副委員長を委員の中から指名する。
- 4 委員長に事故があった場合には、副委員長がその職務を代行する。

## 第5条（委員会）

委員会は、委員長が招集する。

## 第6条（公開）

委員会の公開方法については委員会で定める。

## 第7条（事務局）

委員会の事務局は、東北地方整備局仙台河川国道事務所及び福島河川国道事務所におく。

## 第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

## 第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附則（施行期日）

この規約は、平成18年3月13日より施行する。  
平成23年1月17日一部改正。  
平成27年2月10日一部改正。

# 「阿武隈川水系河川整備委員会」委員名簿

(令和7年6月27日現在)

	氏名	所属等
1	朝岡 良浩 <small>あさおか よしひろ</small>	日本大学 工学部 土木工学科 教授
2	有働 恵子 <small>うどう けいこ</small>	東北大学 大学院 工学研究科 教授
3	加藤 徹 <small>かとう とおる</small>	宮城大学 名誉教授
4	川越 清樹 <small>かわごえ せいき</small>	福島大学 共生システム理工学類 教授
5	黒沢 高秀 <small>くろさわ たかひで</small>	福島大学 共生システム理工学類 教授
6	木幡 浩 <small>こはた ひろし</small>	福島市長
7	佐藤 淳一 <small>さとう じゅんいち</small>	岩沼市長
8	椎根 健雄 <small>しいね たけお</small>	郡山市長
9	高橋 迪夫 <small>たかはし みちお</small>	日本大学 名誉教授
10	長林 久夫 <small>ながばやし ひさお</small>	日本大学 名誉教授
11	難波 謙二 <small>なんば けんじ</small>	福島大学 共生システム理工学類 教授
12	福本 潤也 <small>ふくもと じゅんや</small>	東北大学 大学院 情報科学研究科 准教授
13	堀井 雅史 <small>ほりい まさふみ</small>	日本大学 名誉教授

計 13名

敬称略、50音順

## 「阿武隈川水系河川整備委員会」に関する傍聴規定

1. 「阿武隈川水系河川整備委員会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
  - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
  - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
  - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
    - ア 危険な物を携帯している者
    - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
    - ウ 酒気を帯びていると認められる者
    - エ その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
  - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
    - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
    - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
    - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
    - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
    - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
    - カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
  - (6) 傍聴人は、委員会で秘密会とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
  - (7) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
  - (8) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

## 【委員会会場】

TKPガーデンシティ仙台（ホール21A+B）

住所：宮城県仙台市青葉区中央1-3-1

AER（アエル）21階

TEL：022-208-7515

TKPガーデンシティ仙台  
（ホール21A+B）  
AER（アエル）21階

